

厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）  
「障害者虐待防止研修の効果的なプログラム開発のための研究」  
資料

自治体の障害者虐待防止の取り組みの現状と  
自治体の実態に即した研修プログラムの開発に関する研究

研究分担者 野村 政子（東都大学ヒューマンケア学部看護学科 准教授）  
研究代表者 堀江 まゆみ（白梅学園大学子ども学部発達臨床学科 教授）  
研究分担者 曽根 直樹（日本社会事業大学福祉マネジメント研究科 准教授）

【研究要旨】

障害者虐待防止研修のプログラム開発にあたり、自治体が適切にその役割と責務を果たすためのカリキュラム構造とプログラムを検討するため、市区町村の虐待防止センターおよび都道府県の権利擁護センターに対するヒアリング調査、全国の市区町村障害福祉担当部局に対するアンケート調査を実施した。

法施行から7年以上が経過し、自治体の対応状況に差が生じていることから、都道府県研修は地域の現状に応じて企画されるようすることが重要である。厚生労働省の委託事業による「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の市町村・都道府県等窓口職員コースのプログラム見直しにあたっては、自治体の障害者虐待防止・権利擁護業務の基本を習得する内容と地域の実情に応じた内容が併存するよう工夫する必要がある。

A 目的

市区町村の虐待防止センターおよび都道府県の権利擁護センターに対するヒアリング調査、全国の市区町村障害福祉担当部局に対するアンケート調査を実施し、その結果に基づいて、厚生労働省の委託事業による「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」のプログラムを、より効果的に行うことができるよう見直すことを目的とした。

B 調査方法

1. 市区町村の虐待防止センターおよび都道府県の権利擁護センターに対するヒアリング調査

効果的であると思われる受理システムやバックアップシステムを実施している区市町村・都道府県を8か所抽出し、ヒアリング調査を実施した。聞き取り対象者は虐待通報対応にあたる職員とした。8か所の選定は以下の条件を勘案して行った。

顕著な虐待事件が起こり、その対応を行った都道府県あるいは区市町村のセンター  
効果的虐待通報システムを実践している  
区市町村のセンター

通常の業務を行っている区市町村のセンター

主な調査項目は以下の通りである。

a 障害者虐待防止センターの設置状況（直営のみ、委託のみ、直営と委託の両方）と課題

b 障害者虐待防止対応のための体制整備とその課題

c 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修について

2. 全国の市区町村障害福祉担当部局に対するアンケート調査

全国の市区町村障害福祉担当部局 1414 か所を対象に調査を実施した。有効回答数は 268（回収率 19.0%）であった。

主な調査項目は以下の通りである。

- (1)平成 30 年度障害者虐待の通報・相談件数
- (2)都道府県主催虐待防止権利擁護研修参加状況
- (3)都道府県主催障害者虐待防止権利擁護研修科目案の各科目受講希望について
- (4)都道府県主催研修の障害者虐待防止権利擁護研修について、参加可能な日数
- (5)都道府県主催研修の虐待防止権利擁護研修の新任向け、経験者向け管理職向け等の希望するプログラム
- (6)都道府県主催研修への要望（科目、開催方法など）
- (7)コアメンバー会議について
- (8)都道府県の担当部局や都道府県権利擁護センターに期待することについて
- (9)高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携について

### 3. 倫理面への配慮

ヒアリング調査およびアンケート調査に関しては、個人情報保護に十分留意し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、研究代表者（堀江まゆみ）の所属する機関の倫理審査委員会に調査研究実施の申請を行い、承認を受けた（201813号、201820号）。

### C. 研究結果

#### 1. 市区町村の虐待防止センターおよび都道府県の権利擁護センターに対するヒアリング

##### 調査

各地の実施状況に関してヒアリングを進めた。課題として、一般市民への周知が不十分、専門職員の確保の困難さ、障害者以外の児童、高齢者、DV とのネットワーク、被虐待者の保護について、相談対応や相談機関の体制について、虐待事例の調査対応についての

専門職の参加などが挙げられた。

#### 2. 全国の市区町村障害福祉担当部局に対するアンケート調査

障害者虐待の通報・相談件数をみると、平

成 30 年度の 1 年間に 0 件だった市区町村の割合は養護者虐待で約 26%、施設従事者虐待で約 34%、使用者虐待で約 71%であり、対応経験が少ない市区町村があることが分かった。コアメンバー会議は市区町村が組織的対応をするために大変重要であるが、本調査では構成員が決まっていない市区町村が約 4 割あった。

研修については、参加可能な日数が 1 日と 2 日を合わせて約 9 割であった。研究班で作成した科目案を提示し受講希望の有無を尋ねた結果、どの科目に対しても学びのニーズが高く、限られた日数の中で優先度の高い科目をどう組み込んでいくかが課題である。新任向け研修、経験者向け研修、管理者向け研修など対象別の研修については、どれに対してもニーズがあり、また都道府県内の地域別や圏域別の研修へのニーズもあった

### D. 考察

障害者虐待の通報・相談件数をみると、対応経験が少ない市区町村があることが分かった。厚生労働省による「平成 30 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」では、障害者虐待防止法施行後 1 件も相談・通報件数がない市区町村は養護者虐待で 22.6%、施設従事者虐待で 37.7%、使用者虐待で 62.9%であることが明らかになっており<sup>1)</sup>、本調査と同様の傾向が見られた。コアメンバー会議は市区町村が組織的対応をするために大変重要であるが、本調査では構成員が決まっていない市区町村が約 4 割あった。これは法施行後 1 件も相談・通報がない市区町村の割合から考えると納得できる。しかし、構成員が未定であると迅速な対応に支障をきたす恐れがあり、研修において組織的対応のための市区町村における取り組み体制整備を促していく必要がある。

平成 24 年 10 月の法施行から 7 年以上が経過し、市区町村の規模や地域性の違いにより対応状況に差が生じており、研修実施に当たって十分に考慮する必要がある。具体的には、各都道府県が研修を実施する際に、地域の状況や研修のニーズを把握し、それに応じて企

画することが求められる。

障害者虐待防止法では、都道府県権利擁護センターの機能として「市町村に対する情報提供」「障害者虐待防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供」が定められている。今回の調査で、都道府県内の虐待傾向の分析や分析結果に基づく再発防止策の検討、事例集の作成などを求める意見があった。こうした意見を参考に、都道府県の取組を充実していくことが期待される。

研修については、参加可能な日数について9割の市区町村が2日以内であった。どの科目についても学びのニーズは高いが、限られた日数の中で優先度の高い科目をどう組み込んでいくかが課題である。新任向け研修、経験者向け研修、管理者向け研修など対象別の研修については、どれに対してもニーズがあり、また都道府県内の地域別や圏域別の研修へのニーズもあった。研修の実施方法やプログラム、コース分けについても、地域の状況や研修のニーズを把握し、それに依拠して企画することが求められる。

本調査では、高齢者、障害者、児童に対する虐待の統一的な対応、または高齢者、障害者、児童に対する虐待を担当する部署間の連携について、必要に応じて行っている市区町村が7割を超えていたが、統一的な対応や連携についての取り決めがある市町村は約2割にとどまっていた。高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応を検討することが効果的であると認識している市区町村が多いが、検討する時間的余裕がないという回答が多かった。こうした現状を踏まえ、今後は各地の取り組みの成果に関する情報を蓄積し、研修等を通じて多くの自治体で共有していく必要があると考える。

#### E . 結論

厚生労働省の委託事業による「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の市町村・都道府県等窓口職員コースのプログラムを見直しにあたっては、障害者虐待対応経験が少ない自治体数が多い現状に配慮し、自治体が果たすべき役割を丁寧に解説する内容を盛り

込む必要がある。また、都道府県と市区町村の連携を円滑にするためそれぞれの果たすべき役割を両者がともに理解できるよう解説を加えることが求められる。都道府県研修は地域の実状に応じて企画するべきであり、研修参加者の情報交換を盛り込むなどの工夫が都道府県研修企画担当者にとって有益であろう。法施行から7年以上が経過し、対応状況に差が生じていることから、都道府県の研修プログラム作成に当たっては、「新任者向け」「経験者向け」「管理職向け」などのプログラムの構成を工夫することも研修効果を上げるために有効ではないかと思料される。

#### 参考文献

- 1) 一般財団法人日本総合研究所(2020)令和元年度障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式調査研究事業報告書、p40~43

F . 健康危険情報  
なし

G . 研究発表  
1. 論文発表  
なし  
2. 学会発表  
なし

H . 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得  
特になし
2. 実用新案登録  
特になし
3. その他  
特になし